# 壺溪塾 公務員専攻科上級コース返金規程

入塾手続完了後に契約の解除,変更を申し出る場合には,下記規程に基づき返金を致しますので,必ず書面に て申請をしてください。

#### Ⅰ 大卒程度公務員試験合格による返金

上級公務員試験対策講座に申込手続完了後,翌年4月採用の大卒程度公務員採用試験に最終合格し,受講申込を辞退する場合には,入会金を含む受講料の全額を返金致します。但し,教材費につきましては返金の対象となりません。また,講座開始後のお申し出による返金は入会金と消化受講料を差し引いた分を返金致します。ここで対象となる大卒程度公務員試験は,国家公務員法第45条の二及び地方公務員法第17条の二に基づく採用試験であり,公益団体や組合,自治体の外郭団体等の採用試験は対象となりません。また、高校卒業程度の公務員試験(初級)についても対象となりません。

返金を申し出る場合には、申請書に各省庁・自治体から発行された最終合格通知の写しを添付してください。

### 2 自己都合による契約解除及び契約変更に伴う返金

1)講座開講前の契約解除

入会金の全額及び解約事務手数料(受講料の 10%)を差し引いた金額を返金します。

2) 講座開講前の契約変更

変更前講座の入会金及び受講料の合計と変更後講座の入会金及び受講料の合計の差額を計算し、そこから事務手数料(受講料の 10%)を差し引いた金額を返金します。

※1),2)において教材の返却を希望される方は返却頂きます。教材の状態によっては、実費を申し受けます。

## 3) 講座開講後の契約解除

入会金の全額並びに受講料の消化分,教材費の全額と解約事務手数料(受講料未消化分の30%)を 差し引いた金額を返金します。但し、国立大学法人等職員採用試験への合格については解約事務手数料 を受講料未消化分の15%とします。

## 4) 講座開講後の契約変更

変更前講座の入会金及び受講料の合計と変更後講座の入会金及び受講料の合計の差額を計算し、そこから事務手数料(受講料の30%)を差し引いた金額を返金します。

※3),4)における受講料の消化分,未消化分の算出基準は申請書の受理日とし,月割りにて計算します。

## 3 返金規程の例外

弊塾の債務不履行に基づく契約の解除,解約,定員による受付締切後の入塾手続完了の場合にはこの規程を 適用せず,納入金の全額を返金致します。

> 熊本壺溪塾学園 理事長 木庭 順子